

議第 8 号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

提出者

東大和市議会議員 森 田 真 一

〃 尾 崎 利 一

〃 上 林 真佐恵

## 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第16項を付則第17項とし、付則第15項の前の見出しを削り、同項を付則第16項とし、付則第14項の次に次の見出し及び1項を加える。

（基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る被保険者均等割額の特例）

15 当分の間、世帯主が第23条の規定により国民健康保険税を減額された場合、第5条、第8条及び第10条に規定する額の100分の30に相当する額を減額する。

### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。